

## 建築物の建設に伴う注意事項

### (建設に関すること)

- 1 80㎡以上の解体が伴う場合は、解体の1週間前までに建設リサイクル法による届出を行うこと。無届で解体した場合は、罰金が課せられる場合があります。
- 2 必要に応じ寝室等には、消防法で指定する感知器を設置すること。
- 3 工事車両は、周辺住民の迷惑や道路の通行に配慮し駐停車すること。
- 4 仮設電気等の設置の際に、全面道路を架空で横断する際は最低4.5m以上の高さを保持すること。

(特に冬季の場合、除雪車の走行の支障となる場合があります。支障となった場合は直ちに撤去して頂く場合があるので、設置の際は注意すること。)

- 5 建築現場における掘削による排水溝(トラフ等)への土砂の流出を防止し、常に流水が可能な状態を保持すること。又、機械等で排水溝並びに道路施設を破損した場合は、現状復旧していただきます。
- 6 建築資材等は、道路又は排水溝上に置かないこと。
- 7 工事車両による道路への土砂等の散乱を防止すること。もし、土砂等の散乱があった場合は、責任を持って処理すること。
- 8 住宅の入口(玄関先・車庫入口)に設置する排水溝の蓋は、車道用を用いてトラフ内に補強用のエンピ管等は、埋設しないこと。
- 9 取り付け道路の設置については、建設課管理係又は道路係と打ち合わせのこと。
- 10 材料等の包装資材は、みだりに外部に放置しないこと。  
(風等により飛散し、周辺住民に迷惑がかかります。)

(建築に関することは:建設課 建築係)

(道路に関することは:建設課 管理係又は道路係)

### (ゴミステーションに関すること)

ゴミステーション設置は、収集作業が円滑に行われるよう、設置場所に配慮願います。

なお、ステーション設置の際は町民課へご相談ください。

(担当:環境生活課 衛生係)

### (住居表示に関する事)

建築物の所有者、管理者または、占有者の方は、総合サービス窓口で住居番号設定等の届出をお願い致します。

後日、住居表示の決定通知書とともに住居表示板を送付いたします。

(担当:環境生活課 町民係)

## 弟子屈町役場

川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号

TEL 015-482-2191

FAX 015-482-2696

建設課	建築係	(内線355・356)
	管理係	(内線353・354)
	道路係	(内線357・358)
環境生活課	衛生係	(内線235・236)
	町民係	(内線233・234)